いえまるサポート　利用規約

「いえまるサポート」（以下「本サービス」といいます。）は、株式会社いえまるメンテナンス（以下「当社」といいます。）がお客様に対し提供する「いえまるサポート　利用規約」（以下「本規約をいいます。」）に基づき提供するサービスをいいます。
なお、本サービスは、ジャパンホームアシスタンス株式会社が運営する「スマートライフサポート」を、当社が「いえまるサポート」の名称により利用者に対して提供するものです。

本サービスは住宅トラブル緊急駆けつけサービス、お手伝いサービスにモバイルあんしんサポート（通信端末修理費用保険）、家電・住設あんしんサポート（動産総合保険）が特典として付帯したサービスとなっており、サービスごとの利用規約は別紙にて記載しております。

別紙

住宅トラブル緊急駆けつけサービス（お住まいＱＱサービス）利用規約

お住まいQQサービス（応急修理駆付けサービスほか）利用規約
この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、応急修理駆付けサービス等の「お住まいQQサービス」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関して定めるものです。

第1条（定義）
本規約において、次に掲げる用語は、それぞれ次の意味で使用します。
(1)「サービス付帯案件」とは、本サービスを付帯する工事、事業、商品等の取引をいいます。
(2)「利用者」とは、本サービスを提供する者（以下「サービス提供者」といいます。） とサービス付帯案件のお取り引きをいただいている方、およびその同居人で、サービスを利用する方をいいます。
(3)「登録情報」とは、利用者が同意の上、サービス提供者に登録するサービス付帯案件の情報および利用者の氏名・住所・連絡先等の情報をいいます。
(4)「サービス対象物件」とは、利用者が居住の目的に使用する専用住宅（集合住宅の場合は利用者が居住している戸室）および併用住宅の住居部分をいいます。事務所、飲食店等の店舗、学校、病院、工場等の業務用の建物および併用住宅における住居部分以外は除きます。

第2条（本サービス内容）
1.応急修理駆付けサービス
利用者は、サービス対象物件に次の各号のトラブルが発生した場合に、そのトラブル解消のための専門の業者（以下「出動スタッフ」といいます。） による応急修理作業を、無料で受けることができます。ただし、応急修理を超える修理に係わる作業、60分を超える作業、および消耗品代・部品代は本サービスの対象外として利用者の負担となります。また、一部離島等の地域で本サービスを提供できない場合があります。
(1)水まわりのトラブル
サービス対象物件内の給排水設備、トイレ、洗面所または洗濯機置き場の蛇口、給水管もしくは排水管の詰まりまたは水漏れ
(2)窓ガラスのトラブル
サービス対象物件の外壁に設置されている窓ガラスの破損
(3)鍵のトラブル
サービス対象物件の玄関ドア、勝手口その他これらに類する出入り口の開錠が必要な事情の発生
(4)電気設備のトラブル
サービス対象物件の電気設備の不具合による停電等
2専門業者紹介サービス
利用者は、次の各号に関する専門業者（以下「紹介業者」といいます。） の紹介を受けることができます。紹介業者の費用は本サービスの対象外として、利用者の負担となります。
(1)建具
(2)管球交換、家具移動
3.サービス提供者は、本サービスの提供に関する業務をMS&ADグランアシスタンス株式会社（以下「お住まいQQサービスセンター」といいます。）に委託します。

第3 条（ 本サービス利用期間●利用資格）
利用者は、別途お知らせする本サービスの利用開始日から本サービス提供期間中、本サービスを利用することができる資格（以下「利用資格」といいます。） を有します。

第4条（譲渡等）
利用者は、本サービスに係る利用資格、権利、地位を第三者に譲渡、貸与等することはできません。

第5条は［サービスの利用方法）
1.利用者は、本サービスの利用を希望する場合は、お住まいQQサービスセンターへ電話連絡のうえ、依頼するものとします。利用者からの電話を受けたお住まいQQサービスセンターは、「お住まいQQサービス」として利用者に応対します。尚、お住まいQQサービスセンターにて利用者の登録情報が確認できない場合は、本サービスを提供することができません。
2応急修理駆付けサービスについては次の各号のとおりです。
(1)お住まいQQサービスセンターは、前項の連絡を受けたときは、サービス対象物件に訪問することができる出動スタッフの有無を確認し、その結果を利用者に連絡するものとします。
(2)本サービス提供にあたり、騒音や振動等の発生によって周辺住民への影響が予想される場合、利用者が周辺住民への説明等の対応を行うこととします。
3専門業者紹介サービスについては次のとおりです。
お住まいQQサービスセンターは、第1項の連絡を受けたときは、紹介業者へ連絡し、紹介業者より利用者へ案内いたします。
4利用者は本サービスを受けるにあたり、お住まいQQサービスセンター、出動スタッフおよび紹介業者に対し、登録情報を確認するための個人情報や、現場やトラブル状況確認のための情報等、本サービスを受けるために必要な情報の提供に協力するものとします。
5.次の各号について、利用者は了承の上で、本サービスを受けることができます。
(1)住所、氏名、連絡先等の利用者の情報を、事前および本サービス利用の都度、サービス提供者およびお住まいQQサービスセンターに提供すること。
(2)サービス対象物件の所在地および当日の交通事情等によって、出動スタッフがサービス対象物件に到着するまでに時間がかかることがあります。
(3)サービス対象物件に発生したトラブルの内容によっては、即日対応することができないことがあります。
(4)出動スタッフは、サービス対象物件においてトラブルの原因を調査し、利用者は、これに協力するものとします。
(5)お住まいQQサービスセンターは、利用者との通話内容を録音することがあります。

第6条（本サービスを提供できない場合）
1.サービス提供者（お住まいQQサービスセンターを含みます。） は次の各号に掲げる事由がある場合、本サービスの提供をお断りすることがあります。
(1)利用者以外の者からの依頼によるものと判明した場合
(2)台風・大雨・暴風・豪雪等の異常気象や地震・噴火・津波・落雷等の自然災害の場合
(3)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）の場合
(4)不正な行為があった場合または不正な行為を行う恐れがある場合
(5)利用者が本サービスを本規約外の目的で利用しようとした場合
(6)本サービス利用時において、電話を長時間掛けつづける、必要以上に頻繁に掛ける行為など、サービス提供者の業務を妨害または業務に支障を与えるおそれが生じた場合
(7)利用者の対応、態度、行動等から判断し、サービス提供者が安全かつ適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
(8)本サービスを行う際に、サービス提供者および出動スタッフの従業員および第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあると判断される場合
(9)トラブルの起因が利用者または第三者の故意である場合
(10)本サービス提供のためのシステムまたは通信回線に障害が発生した場合
(11)法令による場合等、その他サービス提供者が適当でないと判断した場合
2.第2条第1項の応急修理駆付けサービスについては、前項に加えさらに次の各号に掲げる事由がある場合、本サービスの提供をお断りすることがあります。
(1)依頼を受けた物件がサービス対象物件とは異なる場合
(2)利用者の立会いが必要な場合に、立会いがなされない場合
(3)お住まいQQサービスセンターが指定する出動スタッフ以外の者を、利用者自ら手配した場合

第7条（応急修理駆付けサービスにおける本サービス対象外事項）
1.次の各号に掲げる事項に該当する場合、本サービスの対象外となります。
(1)応急修理を超える修理に係わる作業
(2)60分を超える作業
(3)消耗品代・部品代
2.水まわりのトラブルに関して、次の各号に掲げる事項に該当する場合、本サービスの対象外となります。
(1)高圧洗浄などの特殊作業が必要な配管詰まり
(2)貯水槽等、集合住宅の共有部分の水漏れ等
(3)併用住宅の住居部分以外での水漏れ等
(4)蛇口、給水管または排水管の凍結を原因とする水漏れ等
(5)浄水器・食器洗浄機・給湯器・温水洗浄便座等の水廻り機器のガス・電気系統等の対応不能部分
(6)便器の脱箔作業
3.窓ガラスのトラブルに関して、次の各号に掲げる事項に該当する場合、本サービスの対象外となります。
(1)窓ガラスを外すことが出来ない箇所や商品
(2)集合住宅のエントランス等共有部分の窓ガラス等
(3)併用住宅の住居部分以外の窓ガラス等
(4)窓ガラス以外のガラス
(5)窓ガラス撤去のみの作業
(6)お手持ちのガラス加工や移設
4.鍵のトラブルに関して、次の各号に掲げる事項に該当する場合、本サービスの対象外となります。
(1)集合住宅のエントランス等共有部分の作業
(2)併用住宅の住居部分以外の出入口等の開錠
(3)特殊な鍵の形状の場合
(4)鍵の作成
(5)金庫の開錠作業
(6)電気錠取付工事等
(7)利用者本人であることが確認できない場合（運転免許証等の顔写真付公的身分証明書の提示のない場合。また、顔写真付公的身分証明書の提示があっても、当該身分証明書上の住所、氏名が登録情報と異なっていた場合）
5.電気設備のトラブルに関して、次の各号に掲げる事項に該当する場合、本サービスの対象外となります。
(1)集合住宅等の共用部分に起因する不具合
(2)高所作業にかかわる費用および作業
(3)電気機器本体交換費用および作業
（ ４ ）不具合箇所の部品交換•本体交換•器具設置による処置が明らかに必要な場合に、当該部品交換• 本体交換• 器具設置をせずに同一箇所で不具合が発生した場
合の2回目以降の作業
(5)その他多額の費用を要する、技術的に容易ではない等の作業

第8条（免責）
1.サービス提供者（お住まいQQサービスセンターを含みます。本条において以下同じとします。） は、本サービスの内容について、その完全性、正確性、確実性、安全性、有用性、最新性、商品性に関する保証、および第三者の知的財産権を侵害しないことの保証等、いかなる保証をするものではありません。
2.サービス提供者は、本サービスの利用により生じた行動やその結果生じた損害、および本サービスを受けられなかったことによる損害に対して、一切責任を負いません。
3. 本サービスの利用に関して、利用者と出動スタッフ、紹介業者または第三者との
間で発生した一切の紛争は、すべて利用者で解決するものとします。また、サービス提供者または出動スタッフが利用者の運転免許証等の身分証明書を確認し、利用者の名義と一致することを確認したうえで開錠作業を行った場合、開錠作業をしたことで発生した居住者または第三者との間で生じたトラブルについてもすべて利用者で解決するものとします。

第9染（個人情報管理義務）
1.サービス提供者は、本サービスの提供において知り得た利用者の個人情報について、「個人情報保護に関する法律」その他の法令およびガイドライン（以下「個人情報保護法等」といいます。） の法令を遵守し、かつ善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2.サービス提供者およびお住まいQQサービスセンターは、利用者の個人情報について、利用者の事前の承諾を得ずに第三者（出動スタッフおよび紹介業者は除きます。） に開示または提供をいたしません。ただし、裁判所等の公的機関から照会があった場合その他法令の定めによる場合は、この限りではありません。

第10条（反社会的勢力の排除）
サービス提供者（お住まいQQサービスセンターを含みます。） は、利用者が次の各号のいずれかに該当し、または報道等により該当する蓋然性が高いと一般に認められる場合には、何らの催告を要せず利用者の利用資格を停止または取消すことができるものとします。なお、本条の規定により利用資格を停止または取消した場合、利用者に損害が生じてもサービス提供者は一切賠償責任を負いません。
(1)利用者が、反社会的勢力に該当する集団または個人である場合、または反社会的勢力に該当する集団または個人であった場合。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者およびその他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団または個人をいいます。
(2)利用者が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金もしくは役務提供等をしている場合、または反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
(3)前各号に掲げる場合のほか、利用者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係をもっている場合
(4)利用者が、自らまたは第三者を利用して、サービス提供者に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為または詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合

以上

別紙

通信端末修理費用保険特典

１．概要

株式会社いえまるメンテナンスが提供するサービス「いえまるサポート」（以下「本サービス」といいます。）に付随関連して、以下の表に記載された無線通信機能を内蔵した通信端末（以下「対象端末」といいます。）の破損・水濡れ等により生じた損害に関して、被保険者を会員（会員が個人の場合に限り、生計を同一にする同居の親族（2 親等以内）および別居の未婚の子を含みます。）とする通信端末修理費用保険契約に基づき、引受保険会社から保険金額を上限とする保険金が支払われる特典をいいます。

なお、本サービスは引受保険会社をさくら損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者のジャパンホームアシスタンス株式会社が運営する「スマートライフサポート」を当社が「いえまるサポート」の名称により提供するものです。

２．対象端末（保険の対象）

（1）本サービスに付随した無線通信機器のうち、以下の表の種別、かつ、以下の条件を満たすものを、対象端末とします。

① 本サービス利用契約開始日を起算日としてメーカー発売日から 5 年以内の製品であるか、または、メーカー発売日から 5 年以上経過した製品であっても、本サービス利用契約開始日を起算日として 1 年前より後に購入されたことが証明できる端末とします。

② 本サービス利用契約時に、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末。

③ 被保険者の所有する端末。

④ 日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末。

⑤ 日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能な端末。

（2）対象端末は、以下の表に記載される種別に限られます。

（3）以下のものは、対象端末から除かれます。

① 2(1)①の対象期間経過後の端末。

② 対象端末の周辺機器・付属品・消耗品（AC アダプタ・ケーブル・マウス・キーボード・コントローラー・外付けモニター・バッテリー・外部記録媒体等）。

③ 対象端末内のソフトウェア。

④ レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末。

⑤ 過去に当該対象端末のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの）以外で、加工・改造・過度な装飾がされた端末。

⑥ 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である端末。

⑦ 日本国外のみで販売されている端末。
⑧ 本サービス以外の保険、または保証サービス（延長保証サービス等を含みます）等を用いて修理費用のすべてが填補されたか又は交換が可能な端末。

３．補償期間
被保険者は、本サービスの利用契約開始日より本サービス契約期間中、通信端末修理費用保険を利用できるものとします。なお、本特典を利用できる期間の前日以前、または本サービスの提供終了日の属する月の翌月以降に対象端末に生じた損害に対しては本特典の適用はありません。

４．保険金額
引受保険会社は、被保険者に以下「５．補償の範囲」の記載に応じて、対象端末に損害（修理費用・交換費用をいいます。）が生じた場合に、1 被保険者あたり 1 年（起算日は本サービスの利用契約開始日の翌月 1 日とします。）につき下記記載の金額を上限として、被保険者が被った実損金額を通信端末修理費用保険金としてお支払いします。但し、除外事項に該当する場合、保険金はお支払しないものとします。

対象端末の種別	
スマートフォン	タブレット端末（タブレット PC 含む）
ノートパソコン	スマートウォッチ
ゲーム機	AirPods シリーズ

５．補償の範囲（保険金が支払われる場合と支払われない場合）

対象端末	保険金額（※1）	ご利用上限回数	免責金額
スマートフォン	修理可能：最大 20 万円（※2） 修理不能：最大 10 万円（※3）	保険金の支払回数は制限なし（※4）	3 千円（※5）
タブレット端末（タブレット PC 含む）			
ノートパソコン			
スマートウォッチ			
ゲーム機			
AirPods シリーズ			

※1 修理可能とは、対象端末をメーカー等で修理をした状況を指します。また、修理不能とは、対象端末のメーカー等での修理が不可能な状況（盗難を含む）を指します。なお、対象

端末機器がメーカー保証、通信事業者による補償制度等により、本特典で保険金が支払われる場合と重複した場合には、他の補償制度による補償を優先することとします。
※2 対象端末のメーカー保証内の故障の場合は、有償修理に要した実費に対して、最大金額を上限として保険金をお支払いします。なお、修理により同等品を本体交換した場合も修理可能扱いとなります。
※3 修理不能となった当該端末の購入価格の 50%の金額に対して、最大金額を上限として保険金をお支払いします。ただし、購入証明書（購入時の価格が記載されている書類）の提出ができず、同等価格の機器を再購入された場合は、再購入価格の 50%の金額に対して、最大金額を上限として保険金をお支払いします。
※4　一被保険者に対して支払われる保険金の上限額は、1 年間（起算日は本サービスの利用契約開始日の翌月 1 日）につき 20 万円です。また、本サービスの利用契約開始日の翌月 1 日より 1 年間の間に端末数、支払回数は同一端末か異なる端末であるかを問わず、制限なしとします。なお同一事故による求償は 1 度きりとします。
※5 保険の対象に生じた損害の額が 1 回の事故につき、免責金額（3 千円）を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ、保険金をお支払いいます。ただし、1 回の事故によって生じた損害の額が、保険金額に相当する額以上となった場合は、保険金の支払額を算出するにあたって、免責金額を適用しません。
【提出必要書類】

区分	提出必要書類
「修理可能」の場合	①　引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ②　修理領収書、修理に関するメーカー・店舗等のレポート等故障を証明できるもの ③　損害状況・損害品の写真 ④　メーカーの発行する保証書（メーカーの発行する保証書がない場合は、購入日の確認できる領収書や帳票などの証憑） ⑤家族証明・会員と同居であることが確認できる書類（※6）
「修理不能」の場合	①　引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ②　修理に関するメーカーの発行するレポート等の対象端末が修理不能であることを証明できるもの ③　修理不能となった対象端末の購入時の金額が確認できる領収証や帳票 ④　新規購入した際の領収書等、新規購入したことが証明できるもの（※6） ⑤　損害状況・損害品の写真 ⑥　盗難届受理証明（盗難の場合のみ）
	⑦　家族証明・会員と同居であることが確認できる書類（※6）

（※6）事故が起きた対象端末の購入証明書が提出できない場合には提出が必要となります。
（※7）会員の同居の親族（2 親等以内）、または別居の未婚の子が所有、または使用する対象端末の請求に必要となります。なお、健康保険証を提出される場合は、表面・裏面の両方のコピーが必要となります。

なお、下記の除外事項に該当する場合は保険金の支払いを受けることができません。

■保険金が支払われない場合
「お支払要件」をすべて満たす場合でも、以下のいずれかに当たる場合には、保険金支払の対象外とします。
（1）被保険者の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
（2）被保険者と同居するもの、被保険者の親族、被保険者の法定代理人、被保険者の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
（3）地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
（4）洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による損害
（5）台風・旋風・暴風等の風災による損害
（6）引受保険会社が指定した提出必要書類の提出がない場合
（7）被保険者が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
（8）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する場合（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）
（9）公的機関による差押え、没収等に起因する場合
（10）原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
（11）本サービス利用契約開始日の翌月 1 日前に被保険者に生じた、お支払要件に定める損害
（12）本サービスの利用契約が終了した日の属する月の翌月以降に被保険者に生じた、お支払要件に定める損害
（13）対象端末機器が、日本国内で販売されたメーカー（日本国外メーカーを含みます。）純正品以外の通信端末機器および技適マーク・PSE マークを取得していない通信端末機器の場合
（14）対象端末を家族・知人等の個人から、またはオークション・フリーマーケット等から購入・譲受した場合
（15）対象端末が、被保険者以外の者が購入した端末であった場合
（16）対象端末が、被保険者以外の者が使用する端末であった場合
（17）付属品・バッテリー等の消耗品、またはソフトウェア・周辺機器等の、故障、破損、または交換の場合

（18）ご購入から 1 年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合（初期不良を含む）
（19）対象端末のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として回収または修理を行った場合における、回収の原因または修理の対象となる事由
（20）すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、対象端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷
（21）対象端末を、加工または改造した場合
（22）対象端末の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣による場合
（23）対象端末にかかった、修理費用以外の費用に関する請求（見積り取得に関する送料、端末機器の送料および費用支払時の事務費用等）
（24）詐欺、横領によって生じた損害
（25）自然の消耗、劣化、縮み、変色または変質による損害
（26）ソフトウェアの瑕疵または障害による損害
（27）紛失・置き忘れおよびその間に生じた損害
（28）日本国外で発生した事故による損害

６．保険金請求先
①当社サービスページ「https://www. 」にアクセスし、WEB 保険金請求画面に移動します。（該当ボタンクリック）
②WEB ページに表示されているフォームに必要事項を入力します。
③必要書類をアップロードします。

保険金請求に関するお問い合わせ先
さくら損害保険 保険金請求窓口　　電話番号：0120-982-267
受付時間：10:00～19:00（年末年始は除く）

以上

別紙

家電・住宅設備・什器備品修理費用保険特典

1.概要

本サービス「スマートライフサポート（以下「本サービス」といいます。）」に付随関連して、以下の条件を満たし表に記載された会員の自宅建物内に収容されている機器（以下「対象機器」といいます。）が電気的・機械的事故により生じた損害に対して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者をジャパンホームアシスタンス株式会社、被保険者を会員（会員が個人の場合に限り、生計を同一にする同居の親族（2 親等以内）を含みます。）とする家電・住宅設備・什器備品修理費用保険契約に基づき、引受保険会社から保険金額を上限とする保険金が支払われる特典（以下、「本特典」）をいいます。

2.対象機器

(1)本サービスの対象となる機器は、以下の種別のうち、以下の条件を満たすものを対象機器とします。

対象機器の種別	
洗濯機	テレビ
エアコン	冷蔵庫
システムキッチン：ビルトインガスコンロ、ビルトイン IH クッキングヒーター、レンジフード（換気扇含む）、ビルトイン食洗機、浄水器、キッチン一体型照明器具本体、混合水栓、ディスポーザー、電動昇降戸棚	
システムバス：浴室換気乾燥機（ミストシャワー一体型を含む）、混合水栓、排水ボタン（湯船）、照明器具本体　　※ジェットバス、バステレビ、バスサウンド、ミストシャワー、床暖房、ガス給湯器、電気温水器を除く	
給湯器：自然冷媒ヒートポンプ給湯機、ガス給湯器、電気温水器、石油給湯器 ※ハイブリッド給湯器を含み、ボイラー式、燃料電池併用式給湯器、発電装置併用式給湯器、瞬間湯沸器を除く	
洗面化粧台：曇り止めヒーター、照明器具本体、混合水栓、排水ボタン	
温水洗浄便座：温水洗浄便座（便器一体型のみで、操作パネル、手洗い設備を含む）	

①会員が所有し、本サービスで登録された機器（会員と生計を共にする親族の所有する機器を含みます。）

②会員の本サービスで登録された住所・施設内に収容されている機器

③会員の住所（利用契約記載の住所をいい、以下「会員住所」といいます。）に収容、設置または使用されている機器で、購入時および本サービス利用契約開始時に、外形上の損傷が

なく、正常に動作している機器
④日本国内で修理可能かつ当社が修理可能なメーカーの機器
⑤事故発生日を起算日として、購入から 5 年以内の家電製品、設置から 10 年以内の住宅設備機器
（2）本条（1）の対象機器には、次のいずれかに該当するものを含みません。
①対象機器の周辺機器・付属品・消耗品（AC アダプター、ケーブル、リモコン、バッテリー、外部記録媒体、外付けモニター、その他類似機器・製品等）
②中古製品として購入された機器
③対象機器内のソフトウェアおよび保存データ
④レンタル・リースなどの賃借の目的となっている機器
⑤業務で利用されている機器
⑥過去に当該対象機器のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの）以外で、不適正な修理・加工・改造・過度な装飾がされた機器
⑦第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である機器
⑧日本国外で購入された機器または日本国外から直接購入された機器
⑨日本国外のみで販売されている機器
⑩本サービス以外の特典、保証サービスまたは保険等で、修理又は交換が可能な機器
⑪購入日および製造日とも不明な機器
⑫潤滑油、操作油、冷媒、触媒、燃料類
⑬材料、部品、半製品、仕掛品類
⑭その他、サービス利用規約で除かれている機器および製品において修理費用のすべてが填補されたか又は交換が可能な機器。

3.補償期間
会員は、本サービスの利用契約開始日の属する月の 1 日午前 0 時に始まり、1 年後の応当日の前日午後 12 時（以下、「補償期間」といいます。）に終わり、本サービス契約期間中、補償期間が継続されます。なお、本サービス利用契約期間の前日以前、または本サービスの解約日、終了日の属する月の末日午後 12 時以降に対象機器に生じた損害に対しては本特典の適用はありません

4.補償対象事故および保険金額
(1)　補償対象事故
上記 3.「補償期間」中に、電気的・機械的事故により上記 2.「対象機器」に生じた損害（電気的・機械的故障）に対して、保険金を支払います。
(2)保険金額
以下の各対象機器について修理可能な場合、保険金額を限度として修理費用をお支払いし

ます。

対象端末	保険金額（※1）	ご利用上限回数
洗濯機	修理可能：最大 20 万円（※2） 修理不能：最大 20 万円（※3）	保険金の支払回数は制限なし（※4）
エアコン		
テレビ		
冷蔵庫		
システムキッチン：ビルトインガスコンロ、ビルトインIH クッキングヒーター、レンジフード（換気扇含む）、ビルトイン食洗機、浄水器、キッチン一体型照明器具本体、混合水栓、ディスポーザー、電動昇降戸棚		
システムバス：浴室換気乾燥機（ミストシャワー一体型を含む）、混合水栓、排水ボタン（湯船）、照明器具本体 ※ジェットバス、バステレビ、バスサウンド、ミストシャワー、床暖房、ガス給湯器、電気温水器を除く		
給湯器：自然冷媒ヒートポンプ給湯機、ガス給湯器、電気温水器、石油給湯器 ※ハイブリッド給湯器を含み、ボイラー式、燃料電池併用式給湯器、発電装置併用式給湯器、瞬間湯沸器を除く		
洗面化粧台：曇り止めヒーター、照明器具本体、混合水栓、排水ボタン		
温水洗浄便座：温水洗浄便座（便器一体型のみで、操作パネル、手洗い設備を含む）		

※1 修理可能とは、対象機器をメーカー等で修理をした状況を指し、修理により同等品を本体交換した場合も含みます。また、修理不能とは、対象端末のメーカー等での修理が不可能な状況（盗難を含まない）を指します。なお、対象機器がメーカー保証、販売店による補償制度等により、本特典で保険金が支払われる場合と重複した場合には、他の補償制度による補償を優先することとします。
※2 対象機器のメーカー保証内の故障の場合は、有償修理に要した実費に対して、最大金額（1 回・1 事故について 20 万円）を上限として保険金をお支払いします。なお、修理により同等品を本体交換した場合も修理可能扱いとなります。
※3 修理不能となった当該機器の購入価格を上限として保険金をお支払いします。ただし、購入証明書（購入時の価格が記載されている書類）の提出ができず、同等価格の機器を再購入された場合は、その再購入価格を限度として、交換費用をお支払いします。
※4 本サービス利用者に対して支払われる保険金の上限額は、1 年間（起算日は本サービスの利用契約開始日の属する月の翌々月 1 日）の上限はなしです。また、本サービスの利用契約開始日より 1 年間の間に機器数、支払回数は同一機器か異なる機器であるかを問わず、制限なしとします。なお同一事故による求償は 1 度きりとします。

5.提出必要書類

区分	提出必要書類
「修理可能」の場合	① 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ② 修理領収書、修理に関するメーカー・店舗等のレポート等故障を証明できるもの ③ 損害状況・損害品の写真 ④ メーカーの発行する保証書（メーカーの発行する保証書がない場合は、購入日の確認できる領収書や帳票などの証憑）
「修理不能」の場合	① 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ② 修理に関するメーカーの発行するレポート等の対象端末が修理不能であることを証明できるもの ③ 修理不能となった対象端末の購入時の金額が確認できる領収証や帳票 ④ 新規購入した際の領収書等、新規購入したことが証明できるもの（※5） ⑤ 損害状況・損害品の写真

（※5）事故が起きた対象機器の購入証明書が提出できない場合には提出が必要となります。

6.保険金が支払われない場合

以下のいずれかに当たる場合には、保険金支払の対象外とします。
(1)会員の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
(2)会員と同居する者、会員の親族、会員の法定代理人、会員の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
(3)地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
(4)風災、雹災、雪災、台風、洪水等の自然災害に起因する損害
(5)当社および引受保険会社が指定した提出必要書類の提出がない場合
(6)会員が報告した故障・損害を当社および引受保険会社が確認できない場合
(7)会員が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
(8)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 または暴動に起因する場合（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）
(9)公的機関による差押え、没収等に起因する場合
(10)原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
(11)本サービス利用契約開始日前に会員に生じた、お支払要件に定める損害
(12)本サービスの利用契約が終了した日以降に会員に生じた、お支払要件に定める損害
(13)すり傷、汚れ、しみ、焦げ等の本体機能に直接影響しない外形上の損害
(14)自然消耗、経年劣化、さび、かび、腐敗、変質・変色
(15)直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の欠陥によって生じた損害
(16)ブラウン管・電球・LED、その他これらに類似の管球類に単独に生じた損害
(17)温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害
(18)補償対象機器にかかった修理費用以外の費用（見積り取得に関する送料、機器の送料および費用支払時の事務費用等）
(19)日本国外で発生した事故による損害
(20)機器購入から 1 年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合（初期不良およびリコール対象となった部位・部品を含みます）
(21)対象機器を被保険者が自ら製造・制作、改造または修理した場合
(22)対象機器の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣
(23)盗難に起因する不正利用等から生じた損害
(24)地中もしくは水中にある間または空中に浮遊している間に生じた損害
(25)損傷が生じたことによる保険の対象の価値の低下による損害
(26)紛失･置き忘れおよびその間に生じた損害およびこれらに起因する不正利用等から生じた損害
(27)ソフトウェアの瑕疵または障害に起因する損害
(28)その他サービス規約で対象外となっている損害

7.保険金請求先

(1)当社サービスページ「https://www.」にアクセスし、WEB 保険金請求画面に移動します。（該当ボタンクリック）

(2) WEB ページに表示されているフォームに必要事項を入力します。

(3) 必要書類をアップロードします。

【保険金請求に関するお問い合わせ先】

さくら損害保険 保険金請求窓口　　電話番号：0120-502-720

受付時間：9:00～17:00（年末年始は除く）

以上